



弁護士法人デイライト法律事務所は、労務、ビジネス関連のニュースや当事務所の近況などを、ニュースレターとして不定期にお送りさせていただいております。四季折々のお手紙としてご理解いただき、当事務所の近況やご挨拶のほか、企業法務に携わる方に少しでもお役に立てる情報となれば幸いです。

## 今月の内容

- 経営者が認知症になる前に
- 不動産の相続登記の申請が義務化されます
- セミナー情報

### ●経営者が認知症になる前に

#### ○経営者が突然判断できない状況になると…

近年、経営者の高齢化はますます進んでおり、経営者（社長）の平均年齢は60歳を超えるものとなっており、後継者への引き継ぎが注目を集めています。

また、多くの中小企業ではワンマンやそれに近い経営を行っているという実態もあります。

そんな中で、社長が倒れてしまったり、認知症になってしまふと、会社の重要な決定ができなくなったり、決済ができなくなったりと、会社の運営が事实上できなくなるという事態に陥ってしまいます。

そのため、認知症や判断ができない状況になる前に、また、有事の際の備えとして、スムーズに経営権を次世代に引き継ぐ方法を備ておく必要があるといえます。

#### ○対策を取らないことによるリスク

認知症や有ることがあり、現場復帰ができないということになると、事実上、経営者不在の状態が続くこととなり、経営の空白期間が生じることになります。

また認知症などになった後、会社を運用することとなると、後見人を選任して後見人が社長の代理人となって、実質上後見人が会社の運営をするという結果にもなりかねません。

そして、もし経営者がその状態で亡くなると、経営者の持っていた株式も遺産となるため、複数の相続人がいるような場合には、株式を含めた遺産分割が難航する可能性もあります。

その間も株式は共有状態となり、経営が不安定な状況にもなり、遺産分割の結果、議決権が分散されるという危険も出てくることになります。

#### ○次世代への経営権の確保としてできること

次世代に経営権を確保するための方法としては、以下のものが考えられます。

- ①生前に経営権を承継する（株式の贈与・売買など）
- ②遺言を作成する
- ③任意後見契約をする
- ④信託を活用する

#### ○各方法のメリット・デメリット

##### ①生前に経営権を承継する

生前の元気なうちに株式や経営権を贈与や売買などにより、次世代に承継するという方法が考えられます。

##### 【メリット】

贈与や売買という方法で後継者に引き継いでもらうため、確実に次世代への承継が可能となります。また、後継者を自ら選べるので、経営を安心して任せられます。



この記事について  
のお問い合わせは、  
小幡までお気軽に  
どうぞ。

## 弁護士法人デイライト法律事務所

福岡オフィス 福岡市博多区博多駅前 2-1-1 福岡朝日ビル 7F  
北九州オフィス 北九州市小倉北区浅野 2-12-21 SS ビル 7・8F  
東京オフィス 東京都渋谷区桜丘町 26-1 セルリアンタワー 15F  
ハワイオフィス GROUP DAYLIGHT LAW FIRM, LLLC  
1750 Kalakaua #403, Honolulu, HI 96826

## 【デメリット】

経営権を次世代に承継するため、元経営者が引き続き経営権を握ることができなくなり、リタイアする必要があります。

また、贈与による場合には承継する人に贈与税の資金、売買の場合には株式を買い取るための資金が必要になるため、その資金が確保できるかという問題があります。

また、売却をした経営者に譲渡所得が発生する場合があります。

(※贈与の場合、事業承継税制の納税猶予の適用の可能性はあります。)

## ②遺言を作成

万が一、亡くなった際に備えて、遺言により後継者に引き継いでもらうということを考えられます。

## 【メリット】

比較的簡単に作ることができます。

遺言だけの場合には、経営者に経営権は維持されたままなので、引き継ぎ会社の運営をすることができます。

## 【デメリット】

経営者の亡くなった後の株式の承継の心配はなくなりますが、存命の間の経営の空白期間をカバーすることができません。

また、株式の評価額によっては、後継者が相続人の遺留分を侵害する可能性もあり、その支払い資金を確保しておく必要があります。

## ③任意後見契約

任意後見契約とは、万が一判断能力がなくなった時に備えて、自分で後見人となる人を定めておく契約です。

任意後見契約で後見人に任せる内容・範囲は、自分で決めることができます。なお、任意後見契約は公正証書で作成しなければなりません。

## 【メリット】

認知症や、判断能力がなくなった際に、事前に自分で選んだ人に今後の手続きを任せることができます。

また、任意後見契約の場合は、財産管理以外にも、身上監護の面など包括的なカバーもできます。

## 【デメリット】

任意後見契約の際に、明確に任意後見人に委任する内容を記載できない場合には、任意後見人が財産の処分や管理ができない場合があります。

任意後見人が就任される際に、第三者の監督人が選任されることが多く、任意後見人と監督人の判断が一致しない場合には、正常な経営が阻害される場合があり得ます。

## ④信託の活用

会社の経営というところに特化するということであると、信託という方法が効果的です。

さまざまな信託のスキームが存在し、柔軟性と自由度が高く、あらゆる事業の場面での活用が期待できます。

## 【メリット】

信託では、経営権を維持したまま後継者を育てるため、後継者教育と有事の際の備えということが両立できます。

また、信託契約の内容で、死亡以外の理由でも後継者への引き継ぎが可能になります。

特定の後継者に承継することが期待でき、会社の議決権が分散することが防止でき、経営の空白期間を生じないようにすることも期待できます。

## 【デメリット】

信託により受益権が移転するときに贈与税が課税されることとなりますが、受益権が移転する事由の発生がいつになるかは不明確なため、突然贈与税の支払いが出てくる可能性があります。

また、贈与ではないため、事業承継税制の納税猶予の適用を受けられません。

手続きがとても複雑で、課税についても複雑となるので、多様な専門家の知識が不可欠になります。

## ○まとめ

以上、経営者の後継者への引き継ぎにあたっての事前対策についてご紹介をしました。

ひとつひとつ的方法を活用するということも有益ですが、「②遺言+③任意後見契約」や「②遺言+④信託」、「③任意後見契約+④信託」など、併用することでより事前対策となることが期待できます。

これを機に、一度ご検討してみてはいかがでしょうか。

## ●不動産の相続登記の申請が義務化されます(令和6年4月1日施行)

### ○概要

これまで相続登記の申請は任意となっており、また、相続登記を行わなくとも実質的な不利益やペナルティもありませんでした。

そのため、相続をしても登記を行わないで放置をされている不動産がかなり存在しています。

そして、その状態からさらに相続が発生し、所有者(共有者)が増え、どんどん細分化されている事態が生じています。

このような不動産になると、現在誰が所有者となっているのかも不明となり、またその土地を売却や利用すること難しくなります。

そこで、所有者不明土地の発生を防止していく観点から、相続登記の申請が義務化されるということになりました。

相続登記の申請義務化の制度は、令和6年4月1日より施行されます。

### ○申請はいつまでにしないといけないの?

#### ①原則ルール

相続によって不動産を取得した相続人は、その取得を知った日から3年内に相続登記の申請をしなければなりません。

#### ②遺産分割が成立した場合

遺産分割が成立して、不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年内に、遺産分割の内容にしたがった登記の申請をしなければなりません。

### ○相続登記の申請をしないとどうなるの?

正当な理由がなく相続登記の申請を怠った場合には、10万円以下の過料の罰則があります。

正当な理由として考えられているものとして以下のものが想定されます。

- ・相続人関係者が多数にのぼり、必要書類の収集が困難なケース
- ・遺言の有効性や遺産の範囲が争われているようなケース
- ・申請を行う方が申請を行えないような事情があるケース(認知症や重病など)

(※「正当な理由」の具体的な類型は通達等で明確化される予定のようです)

### ○不動産の相続登記に必要になる申請書類

相続の登記申請を行う場合には、少なくとも以下の書類を用意する必要があります。

- ・相続人全員の現在戸籍
- ・被相続人の出生から死亡までの戸籍
- ・被相続人の住民票の除票または戸籍の附票の除票
- ・相続登記を行う相続人の住民票
- ・不動産の固定資産税評価証明書
- ・収入印紙
- ・登記申請書

また、上記に加え、遺言によって行うのか、法定相続分どおりで行うのか、遺産分割により行うのかなど、どのような原因で登記を行うのかにより追加で必要となる申請書類も変わってきます。

相続登記についてご心配の方は、法務局や司法書士にご相談されることをおすすめします。

### ○相続人申請登記制度の新設(令和6年4月1日施行)

相続登記を行う場合には、法定相続人の範囲や法定相続分の割合を確定した上で、共有持分割合の登記を行うことになります。

ですが、そのような登記を行うということになると、相続人全てを確定して、法定相続分がどれだけあるのかを把握した上で登記を行わなければなりません。

長年放置をされてきた不動産の場合には、かなり細分化されてしまっており、複雑な状況になってしまって、相続登記をすることが困難になっていることもあります。

そのため、申請義務の難しさを緩和する仕組みとして、「相続人申請登記」制度が新設されます。

#### 【相続人申請登記の特長】

- ・相続登記の申請義務の期間内に申請登記を行えば、申請義務を果たしたとみなされる
- ・相続人が複数いる場合でも単独で申請ができる
- ・法定相続人の確定や、法定相続分の確定が不要
- ・申請登記にあたっての戸籍が、登記簿記載の所有者の相続人であることがわかる部分だけで足りる



この申出により、申出をした相続人の氏名・住所等が登記されますが、共有持分の割合についての登記は行われません。

共有持分の登記は行わないため、持分を把握するための相続人全員の戸籍は必要なく、申出をする方が相続人であることがわかる戸籍を揃えることで申出ができるようになります。

○遺産分割が未了の不動産がある場合には早めの遺産分割を  
不動産の相続登記が義務化されることにより、相続人や持分割合が把握しやすくなることが期待されます。

しかし、この制度はあくまで、相続人を把握して所有者不明不動産を減らし、不動産の利用を推進していくことが目的です。

不動産の利用を考えていくということになると、いずれにしても特定の相続人に不動産を承継させるなどの遺産分割をする必要もありますので、相続人との間で早めの遺産分割を行なっていくことをおすすめします。



※転記フリー※

このニュースレターは転記フリーです。

役に立つと思ったら、転記していただいて結構です。

今回の記事に関するお問い合わせはこちらまで

弁護士 小幡 拓郎 電話番号 092-409-1068

e-mail info@daylight-law.jp

●セミナー情報



セミナー情報について

詳しくはWEBを御覧ください→

<https://www.daylight-law.jp/138/>



企業向け

企業のためのユニオン・合同労組対応セミナー

講 師 弁護士 宮崎 晃 (デイライト法律事務所 代表弁護士)

日 時 2023年3月23日(木) 11:00~12:00

視聴方法 オンライン(Zoom ウェビナー)

参加料 無料 定 員 50名(先着順となります)

このような方におすすめ

- ・従業員を雇用している
- ・ユニオンへの具体的な対応法を知りたい
- ・ユニオンについて関心がある
- ・企業の紛争予防に関心がある
- ・実務で使える書式集に関心がある
- ・労働問題に詳しい弁護士に相談したい

このセミナーについて、くわしくはこちらをご覧ください。

<https://www.daylight-law.jp/138/20230323/>

デイライト法律事務所には、各分野に強い弁護士が複数在籍しております。

お困りのことがありましたらぜひご相談ください。



企業法務 / 労働問題



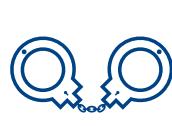
離婚・男女問題



相続 / 事業承継



交通事故 / 人身障害



刑事 / 企業犯罪



破産再生

ご予約専用フリーダイヤル

0120-783-645

24時間 365日 電話受付